

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険・所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)・所得補償プラン加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康・医療^(*)

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
[URL:\[https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/\]\(https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/\)](https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/)

*メンタルヘルス相談:平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルス相談以外:年中無休24時間対応。○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故のご連絡先

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」
<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

こちらからアクセスできます。



三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することができます。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 営業第二課

代理店・扱者
JP損保サービス株式会社
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F

電話番号:0120-508-517
受付時間:平日10:00~17:00

承認年月2025年9月
A25-101049

三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

福祉共済制度

安心して働いていただくための補償制度

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入の際には「所得補償保険 パンフレット別冊」「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」(PDFファイル)を必ずご確認ください。

全国簡易郵便局連合会 局長・補助者・事務取扱者の皆さん向け

収入の補償

ケガや病気で
働けない間の
収入を補償

治療の補償

就業中、
日常生活の
ケガや病気の
治療を補償

団体割引

保険料は
15%OFF!

入院の補償

簡単な告知で
日帰り入院も
補償できます!

自動継続のため毎年のご継続手続きは不要です!

保険期間:令和8年2月1日 午後4時~令和9年2月1日 午後4時(1年間)

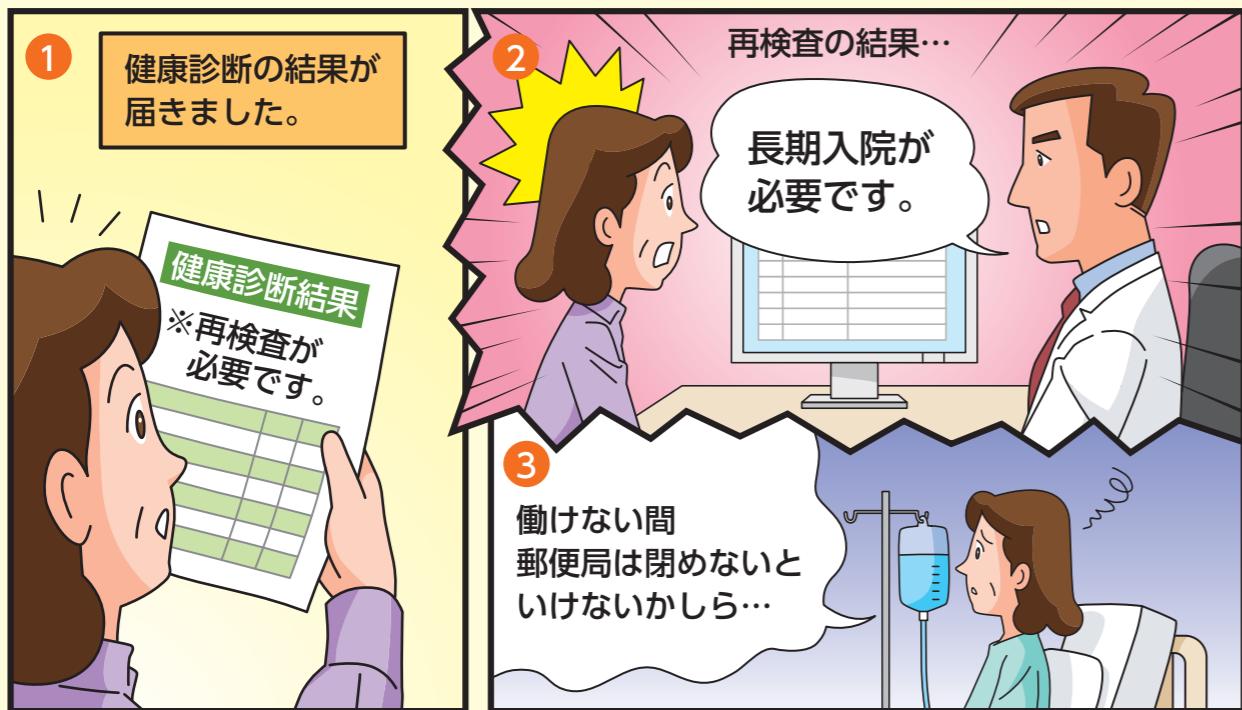
中途加入の場合の保険期間

申込日の翌月1日前0時~
令和9年2月1日午後4時

初回保険料の自動引落し日

補償開始月の翌々月25日
(25日が土日祝日の場合は翌営業日)

もしもの場合に必要な準備って?



ケガや病気で入院や手術が必要な場合には
大きく2つの補償が必要となります。



安心して働くために備えませんか?

本制度の特長

- 病気の補償では**先進医療**にかかる費用等も補償
- **地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガやケガによる就業不能**も補償(傷害保険金・所得補償保険)
- 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償
- **受託者(局長)だけでなく、補助者、事務取扱者**の方も加入対象
- **自動継続**により、2年目以降毎年のご継続手続きは不要

全国簡易郵便局連合会

福祉共済制度は、安心して働いていただくための
皆さま向けの補償制度です!

**保険料
団体割引
15%適用**

所得補償保険
ケガや病気で働けない間の
収入の補償

- **ケガや病気で就業不能**となった場合に免責期間4日間を超える就業不能期間の保険金をお支払いします。
- 簡単な健康に関する告知をしていただけでご加入可能です。**医師の診査は不要**です。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

入院・手術をはじめとする
治療の補償

- 家庭内、運動中などの**日常生活によるケガ**、**通勤中、業務中のケガ**による入院、通院を1日目から補償します。
- 通院だけでも1日目から補償します。
- **熱中症**による入院、通院等も補償されます。(Dセット)
- ご加入にあたって**年令制限はありません**。
- 死亡・後遺障害のみ補償セットもあります。
- **病気による入院・手術・放射線治療**を補償します。入院は1日目から補償します。
- **89才まで加入**できます。(簡単な健康に関する告知をしていただけます。)

★治療の補償は、ご希望によりオプションを追加することで補償をワイドにできます。
※ご加入いただくセットにより補償内容が異なる場合があります。

今年度の主な変更点

- 商品改定により補償内容や保険料が変更となります。
- ・ケガの補償(Dセット)「熱中症危険補償特約」の補償を拡大し、熱中症による死亡も補償対象になりました。
 - ・ケガの補償(Dセット)「特定感染症危険補償特約」は販売終了しました。
※感染症は「病気の補償」(Fセット)で補償されます。ご加入をご検討ください。
 - ・コロナ禍や直近の医療状況、物価上昇等を踏まえ、保険料を改定しました。

健康状況告知について

このような方も、無条件で入れます!

例えば

先月、咳が止まらず病院を受診。急性気管支炎と診断され、薬を処方された。
次回の通院や再検査等は指示されておらず、そのほかの既往症、入院歴はなしのケース。

①健康に関する告知の質問事項に回答

【質問1-①】
告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、➡「いいえ」
入院・手術・再検査等をすすめられていますか。

②引受条件の確認

条件無で引受け

告知日直近で疾病を患ってしまった場合にも、
ご回答内容によっては**条件無でお引受け可能**です。

各質問事項の回答がすべて「いいえ」の方は
収入の補償、病気の補償の新規加入・増口・オプション追加が可能です。
この機会に、ぜひご検討ください!

詳細は、P10、11「健康状況告知書 質問事項」およびパンフレット別冊「健康状況告知書ご記入のご案内」をご参照ください。

所得補償保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)それぞれ単独でも、組み合わせてもご加入いただけます。
熱中症危険補償特約については、病気の補償(Fセット)に加入されている場合は、ケガの補償(Dセット)に重ねて保険金が支払われます。

ケガや病気で働けない間の

収入の補償

所得補償保険

団体割引 15% 適用

I. 所得補償保険 (Aセット) (5口限度)

保険期間中に、ケガや病気により働けなくなり、就業不能の状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合、所得補償保険金をお支払いします。(国内外補償)

例1

交通事故でケガをして入院し、
働けなくなったとき



例2

病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し、
働けなくなったとき



■保険金額と保険料表

保険金額は1口5万円から、5口25万円まで
お選びいただけます。

免責期間:4日間 てん補期間:1年間

所得補償保険ご加入時の注意事項

下記のご加入要件を満たしているかご確認ください。

・勤労性所得収入により生計を立てている方。

・健康に関する告知の結果、加入できると判定された方。

注)就業の可否にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは、
平均月間所得額に含めることはできません。

注意 所得補償保険金につきましては、平均月間所得額に対し「保険金額の設定について」(P5)の範囲内でご設定
くださいますようお願いします。

セット	A					
	保険金額 (月額)	5万円 (1口)	10万円 (2口)	15万円 (3口)	20万円 (4口)	25万円 (5口)
20~24才	410円	820円	1,230円	1,640円	2,050円	
25~29才	450円	900円	1,350円	1,800円	2,250円	
30~34才	550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	
35~39才	650円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円	
40~44才	815円	1,630円	2,445円	3,260円	4,075円	
45~49才	945円	1,890円	2,835円	3,780円	4,725円	
50~54才	1,100円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円	
55~59才	1,155円	2,310円	3,465円	4,620円	5,775円	
60~64才	1,215円	2,430円	3,645円	4,860円	6,075円	
65~69才	1,455円	2,910円	4,365円	5,820円	7,275円	
70~74才	2,425円	4,850円	7,275円	9,700円	12,125円	
75~79才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円	
80~84才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円	
85~89才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円	

*上記年令は保険始期日(令和8年2月1日)時点の満年令です。90才以上でご加入・ご継続を希望される場合は、代理店・扱者までお問合せください。
※上記は職種別1級(事務従事者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受け保険会社までお問合せください。

保険金額の設定について

以下は平均月間所得額の算出とそれに応じた保険金額の設定の例です。保険金額の設定にあたっては、ご加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで平均月間所得額の70%または50%以下で適正となるよう設定してください。

CASE 1 【受託者(局長)】の場合

直近1年間 所得650万円(事業所得または雑所得含む)の場合

$$\text{直近1年間 所得650万円} \times \frac{\text{本人 寄与率 } 95\%}{12\text{ヶ月}} \times 0.7^{*5} = \boxed{25\text{万円}(5口)}$$

保険金額を
に設定

CASE 2 【事務取扱者】の場合

年間収入金額^{*4} 270万円の場合

$$\text{年間収入金額 } 270\text{万円} \times \frac{0.7^{*5}}{12\text{ヶ月}} = \boxed{15\text{万円}(3口)}$$

保険金額を
に設定

CASE 3 【補助者】の場合

年間収入金額^{*4} 90万円の場合

$$\text{年間収入金額 } 90\text{万円} \times \frac{0.7^{*5}}{12\text{ヶ月}} = \boxed{5\text{万円}(1口)}$$

保険金額を
に設定

*1 その事業に要する経費(交通費、交際費、通信費、原材料副資材購入費、電動力費、光熱費、商品仕入費、備品購入費等)をいいます。

*2 年金、利子、配当、不動産賃貸料等をいいます。また、就業不能にかかわらず支給される役員報酬等もこれに含みます。

*3 売上高に対する事業主の貢献割合をいいます。その事業を事業主本人1人だけで行っている場合は、100%となります。その他の場合は、共同経営者の有無、従業員の人数等の実態を勘案します。

*4 いわゆる「手取り」ではなく各種税金を含めた総収入です。ボーナスを含みます。

*5 保険金額の設定の目安は、加入している公的医療保険制度が国民健康保険の場合、平均月間所得額の70%以下となります。

健康保険、共済組合、船員保険の場合、平均月間所得額の50%以下となります。

ご加入例と所得補償保険金のお支払例

例 44才の男性の方が所得補償保険Aセット2口、
団体総合生活補償保険(基本)Cセット、
日常生活賠償Eセットにご加入いただいた場合

月払保険料は
1,630円+620円+130円=2,380円となります。

【所得補償保険金のお支払い例】 肺炎にかかり3/5(木)~3/18(水)まで会社を休んだ場合

●お支払い対象期間

3/9(月)~3/18(水)までの期間=10日間

●お支払いする保険金

10万円×10日/30日=33,333円^{*1}

*1 端数が出た場合は10銭単位を四捨五入し、
1円単位とする。



2 てん補期間^{}は1年間です。

(注)就業不能期間については、医師が医学的に就業不能と判断した期間について認定となります。医師より「診断書」にて証明いただく必要があります。

*3 印を付した用語については、パンフレット別冊「※印の用語のご説明」をご覧ください。

ご加入後における注意事項 (下記に該当する場合は必ずご通知をお願いします)

- 加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- 廃業、退職、離職等により、給与所得がなくなった場合

制度概要

収入の補償

治療の補償

セントパンフレット別冊の特約

お仕事に復帰された日

3/19(木)

お仕事に

復帰された日

3/19(木)

お仕事に

復帰された日

3/19(木)

お仕事に

復帰された日

3/19(木)

お仕事に

復帰された日

3/19(木)

入院・手術をはじめとする

治療の補償

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

団体割引 15%適用

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

II. 団体総合生活補償保険(MS&AD型) (1口限度)

■ 基本補償【ケガの補償】【病気の補償】とご希望のオプションをお選びください。

基本補償【ケガの補償】【病気の補償】

(ケガの補償)と(病気の補償)それぞれ単独でも、組み合わせてもご加入いただけます。

(ケガの補償) Bセット、Cセット、Dセット ※Bセット、Cセットは死亡または後遺障害の場合のみ。

**日常生活でのケガ
(国内外補償)**



**乗物によるケガ
道路通行中のケガ
(国内外補償)**



[病気の補償] Fセット

**病気による入院等
(国内外補償)**



[ケガの補償 Dセット] [病気の補償]

**熱中症による入院・死亡等
(国内外補償)**



■ 保険金額と保険料表

熱中症の補償あり

保険金額	セット	ケガの補償			病気の補償				
		B	C	D	F	E	G	H	
傷害死亡・後遺障害保険金額		100万円	500万円	1,000万円	—				
傷害入院保険金日額 (支払限度日数:180日/支払対象期間:180日)		—	—	5,000円	—				
傷害手術保険金		—	—	入院中:50,000円 入院中以外:25,000円	—	(*)1) (*)3) 日常生活賠償保険金額 1億円			
傷害通院保険金日額 (支払限度日数:90日/支払対象期間:180日)		—	—	2,500円	—	(*)2) (*)3) 介護一時金額 300万円 (フランチャイズ 期間180日)			
疾病入院保険金日額 (支払限度日数:180日/支払対象期間:1,095日)		—	—	—	5,000円	(*)4) がん診断保険金額 300万円			
疾病手術保険金		—	—	—	入院中:100,000円 入院中以外:25,000円				
疾病放射線治療保険金		—	—	—	50,000円				
先進医療費用保険金額(*1)		—	—	—	1,000万円				
月払保険料	20~24才 25~29才 30~34才 35~39才 40~44才 45~49才 50~54才 55~59才 60~64才 65~69才 70~74才 75~79才 80~84才 85~89才	年令を問わず 130円	年令を問わず 620円	年令を問わず 2,350円	470円 680円 900円 930円 930円 1,150円 1,530円 2,140円 3,130円 4,830円 7,070円 11,390円 17,680円 25,500円	20円 20円 390円 20円 750円 20円 1,190円 20円 1,890円 50円 2,850円 100円 3,510円 220円 480円 1,070円 2,350円 5,070円 12,840円 10,470円 26,920円	120円 20円 390円 20円 750円 20円 1,190円 20円 1,890円 50円 2,850円 100円 3,510円 220円 480円 1,070円 2,350円 5,070円 12,840円 10,470円 8,880円		

(注)F、G、Hセットにご加入される場合の年令は、保険始期日(令和8年2月1日)時点の年令とし、令和8年2月1日時点でお89才以下の方となります。

上記に記載のない年令の保険料については、代理店・扱い者までお問い合わせください。B、C、D、Eセットにご加入される場合には年令制限はありません。

(*1)日常生活賠償保険金 先進医療費用保険金をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます。損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(*2)介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

(*3)Eセット(日常生活賠償保険金)、Gセット(介護一時金)は基本補償(B、C、D、Fセット)のいずれかへのご加入が必要です。

(*4)Hセット(がん診断保険金)にご加入される場合は、基本補償のうちFセット(病気の補償)へのご加入が必要です。

保険金のお支払い例

※お支払い例は一例であり実際のお支払いはご加入の内容やケガ・病気の状態により異なります。

ケガ・病気

D セット

帰宅中、転倒して
アキレス腱を断裂した

ギブス固定期間32日。その後の実通院日数29日
入院を伴わない日帰り手術あり
傷害通院保険金 2,500円×61日=152,500円
傷害手術保険金 25,000円

合計保険金
▶ 177,500円を
お支払いしました。

F セット

急性虫垂炎で入院中に
手術を受けた

入院7日間
疾病入院保険金 5,000円×7日 =35,000円
疾病手術保険金 100,000円

合計保険金
▶ 135,000円を
お支払いしました。

F セット

+オプション(追加補償) H セット
口腔がんと診断

入院中に、重粒子線治療(先進医療)、腫瘍摘出術、
放射線治療を受けた
入院28日間
がん診断保険金 3,000,000円
疾病入院保険金 5,000円×28日=140,000円
疾病手術保険金 100,000円
疾病放射線治療保険金 50,000円
先進医療費用保険金 3,563,408円(実費)

合計保険金
▶ 6,853,408円を
お支払いしました。

※「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものに限ります。

日常生活賠償

D セット+ オプション(追加補償) E セット

自転車で走行中、交差点で
横断歩道を横断中の女性と衝突。
自分は助骨と足を骨折し、
相手側の女性は脳挫傷等で
3日後に死亡した。

助骨と足の骨折で傷害入院30日・傷害通院30日
賠償額5,930万円の場合
傷害入院保険金 5,000円×30日= 150,000円
傷害通院保険金 2,500円×30日= 75,000円
日常生活賠償保険金 =59,300,000円

合計保険金
▶ 59,525,000円を
お支払いしました。

よくあるご質問

Q1 自動継続されるということですが、
継続する場合は何もしなくていいのですか?

A1 ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合は、
前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続
となります。

保険始期日(令和8年2月1日)前に満期のご案内をお
送りしますので、ご加入内容に変更がないかご確認く
ださい。
変更がある場合は、お送りする加入申込票の印字を二
重線で抹消・訂正署名のうえ、正しい内容を記入しJP
損保サービスへ返送ください。

Q2 簡易郵便局の業務を辞めた場合、
保険はどうなりますか?

A2 収入の補償(所得補償保険)は脱退(解約)いたぐく
とになりますので、ご加入者ご本人さまからJP損保
サービス本社(0120-508-517)へご連絡ください。
治療の補償(団体総合生活補償保険)は満期までそ
のままで継続いただくことができます。(次年度にご加入
いたぐくことはできません。)

もちろん、中途脱退も可能です。中途脱退をご希望の
際は、ご加入者ご本人さまからJP損保サービス本社
(0120-508-517)へご連絡ください。



福祉共済制度で募集するプランにセットされている特約

I. 所得補償保険

条項名・特約名	保険金の種類	募集セット名
補償条項、基本条項	所得補償保険金	A セット

特約名	募集セット名
天災危険補償特約 (所得補償保険用)	A セット

II. 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

特約名	保険金の種類			募集セット名
傷害補償(MS&AD型)特約	傷害保険金	傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	B・C・D セット
		傷害入院保険金	傷害手術保険金	D セット
疾病補償特約 ・特定精神障害補償特約セット	疾病保険金	疾病入院保険金 ・疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット		F セット
		疾病放射線治療保険金		
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金			E セット
先進医療費用保険金補償特約 ・特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金			F セット
介護一時金支払特約	介護一時金			G セット
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	がん診断保険金			H セット

特約名	募集セット名
天災危険補償特約	B・C・D セット
熱中症危険補償特約	D セット

「所得補償保険 パンフレット別冊」

「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「所得補償保険パンフレット別冊」「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

「所得補償保険」
https://www.ms-ins.com/dantai/pdf/income_coverage/income_coverage_71492_210.pdf



「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」
https://www.ms-ins.com/dantai/pdf/MSAD/MSAD_71538_100.pdf



保険期間

令和8年2月1日午後4時から令和9年2月1日午後4時までの1年間

(所得補償保険の場合は前年と同一口数で、団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合は前年ご加入の内容に応じたセットで毎年自動継続とさせていただきます。)

※自動継続に際しては、下記のご注意事項(自動継続の取扱いについて)をご覧ください。

●中途加入もできます。毎月25日締切、翌月1日午前0時補償開始です。中途加入された場合の補償終了日は、令和9年2月1日午後4時になります。

ご加入できる方の条件

お申込人となる方の範囲について

- お申込人となる方は全国簡易郵便局連合会の会員である簡易郵便局の局長・事務取扱者、個人受託局の補助者の方に限ります。なお、補助者、事務取扱者の方がご加入いただく場合、以下①～②の書類のコピー(お名前が記載されている部分)を併せてご提出ください。

①: 補助者等指定届出通知書

②: 補助者等指定届出書または補助者等変更届出書

上記何れもない場合は、〔代理店・扱者〕JP損保サービス株式会社へお問合せください。

0120-508-517(無料) 受付時間:平日10:00～17:00

被保険者の範囲について

- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となる方の範囲は、全国簡易郵便局連合会の会員である簡易郵便局の局長・事務取扱者、個人受託局の補助者の方です。なお、補助者、事務取扱者の方がご加入いただく場合、上記「お申込人となる方の範囲について」の記載書類と同様の書類のコピー(お名前が記載されている部分)を併せてご提出ください。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

- 日常生活賠償保険金で被保険者(補償の対象者)の範囲はご本人、配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族・別居の未婚のお子さまとなります。「ご本人」とは加入申込票記載の被保険者本人をいいます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者・その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、ご本人またはその配偶者と同居の、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚のお子さま」とは、ご本人またはその配偶者と別居の、ご本人またはその配偶者の未婚のお子さまをいいます。

ご加入の手続方法

2月1日からご加入の場合

1.同封の「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、記載内容に間違いがないかご確認いただき、JP損保サービス株式会社あてに1月23日までに到着するようご送付ください。

2.保険料は、ご加入者のゆうちょ銀行総合口座から自動払込みに限らせていただきます。新規ご加入の方は「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、1月20日までに各地方の貯金事務センターへ直接回送をお願いします。自払用紙を自局にて登録された場合は自払用紙のコピーをご提出ください。

3.第1回の保険料の払込日は、2月1日(保険始期日)の2か月後の4月27日となります。(第2回目以降の保険料の払込日は毎月25日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。)払込不能となった場合、保険金のお支払いを受けられない場合がありますのでご注意ください。

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

ご注意事項

保険契約者について

- この保険は全国簡易郵便局連合会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。)

継続契約に関する注意事項

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なることがあります。あらかじめご了承ください。

柔道整復師の治療に関する注意事項

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数(団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合)または就業不能期間(所得補償保険の場合)の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険料に関する注意事項

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

健康状況告知書 質問事項

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(※)
(※)告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 <p>※以下については、疾病として告知対象となります。</p> <p>脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。</p> <p>②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。</p> <p>*再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>*検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合:「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	<p>*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1,2にもご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年内に、医師により、右表の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動脈奇形
心臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスペスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキヤリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていても告知の対象となりますので、ご注意ください) <p>(注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。
現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(注)については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード^(注)からアクセスいただけます。

*1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

*2 QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

